

令和3年 第7回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年7月15日（木）午後2時00分～午後3時35分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 15名
4. 欠席委員数 0名

会長	15番	衛藤 英教	出						
委員	1番	三代 忠佑	出	6番	渡邊 丸美	出	11番	廣瀬 英雄	出
	2番	麻生祐三子	出	7番	衛藤 講治	出	12番	三宮 憲治	出
	3番	後藤 綾子	出	8番	小野伊八郎	出	13番	後藤 茂廣	出
	4番	木村滋一朗	出	9番	久保田直宏	出	14番	工藤 妙子	出
	5番	小野不二夫	出	10番	工藤 幸市	出			

5. 議事録署名委員の指名

12番 三宮 憲治 1番 三代 忠佑

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 藤田 美智
 係 員 阿南 光典 工藤 俊夫

7. 議事日程

- (1) 議案第35号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (3) 議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用配分計画(案)について
- (4) 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第40号 現況証明(非農地証明)について
- (7) 議案第41号 空き家に付随した農地の指定について
- (8) 議案第42号 農地移動適正化斡旋委員の指名について
- (9) 議案第43号 令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は15名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和3年第7回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時00分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。12番 三宮憲治 委員、1番 三代忠佑 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

会長報告及び各種報告であります。令和3年第6回定例総会から本日の令和3年第7回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。その中から、※のついた4点について、資料1の下に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。

議長 続いて、「報告第9号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告第9号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番から番号4番までの4案件について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

議長 続いて、「報告第10号 農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、議案書の2ページをお開き下さい。6月15日開催の第4回農地委員会で

の審査結果の報告になります。

「報告第 10 号 農地所有適格法人の要件審査について」

(議案書のとおり番号 1 番から番号 11 番までの 11 案件について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程 4 の議事に入ります。まず、「議案第 35 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課の鎌倉です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の 1 ページをご覧ください。議案第 35 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。令和 3 年 7 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く 2 ページをご覧ください。(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読) 以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。
それでは、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 9 番 久保田直宏委員にお願いいたします。

9 番委員 三重の久保田直宏です。7 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、申請者 ●●●●さんの農用地利用計画変更の用途変更にかかる農地転用見込みについてであります。申請地は、隣接地に農業用施設を所有する買取希望者の●●●●氏から、堆肥舎の建設と進入路の確保のために譲ってほしいとの依頼があり、売買するため、用途変更をお願いしたいとのことであります。変更後の農地区分は農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地に該当するため、農用地区域内農地 となります。許可基準は、第 2-1-(1)-ア-(イ)-b の農用地利用計画において指定された用途に供するためにされるものであることに該当します。農地転用の許可の要否は、第 5 条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、農用地区域内であるが、農業用施設への転用は例外的に許可することができる場合に該当し転用は可能であるとなりました。

次に番号 2 番の案件については、申請者 ●●●●さんの農用地利用計画変更の用途変更にかかる農地転用見込みについてであります。申請地は、近接地に居住する買取希望者の●●●●氏から、自身が収穫した芋の乾燥施設を建設するために譲ってほしいとの依頼があり、売買するため、用途変更をお願いしたいとのことであります。変更後の農地区分は農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地に該当するため、農用地区域内農地となります。許可基準は、第 2-1-(1)-ア-(イ)-b の農用地利用計画において指定された用途に供するために

われるものであることに該当します。農地転用の許可の可否は、第5条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、農用地域内であるが、農業用施設への転用は例外的に許可することができる場合に該当し、転用は可能であるとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第35号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようですので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第35号の番号1番及び番号2番の2案件について、「転用は可能である」との報告です。これから裁決します。議案第35号の番号1番及び番号2番の2案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第35号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」の番号1番及び番号2番の2案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。

議長 次に、「議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。

農業振興課 農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願いたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の3ページをご覧ください。議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和3年7月15日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて令和3年7月16日公告予定分を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
ここで、議案第36号の案件につきましては、5番委員・15番委員の私が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。これからの進行につきましては、14番工藤妙子委員にお願いします。

14番委員 この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第36号についてこれより質疑を許可します

委員 [ありません]の声あり

14番委員 他に質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第36号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

14 番委員 挙手全員により、議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、原案のとおり決定されました。5 番委員・15 番委員の入室を認めます

議長 次に、「議案第 37 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画(案)について」を議題とします。
それでは、提出者の説明を求めます

農業振興課 それではご説明申し上げます。別冊議案書の 19 ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画(案)について、農用地利用配分計画(案)を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。令和 3 年 7 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏(議案書に基づいて令和 3 年 7 月 16 日公告予定分を朗読)以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
ここで、議案第 37 号の案件につきましては意見を求められておりますが、15 番委員の私に関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。
これからの進行につきましては、14 番工藤妙子委員にお願いします。

14 番委員 この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第 37 号についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

14 番委員 他に質疑はありませんか、無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第 37 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

14 番委員 挙手全員により、「議案第 37 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。15 番委員の入室を認めます。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後 2 時 35 分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後 2 時 36 分)

議長 次に「議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号7番までの7案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号7番までの7案件について、
地区審査会の報告を求めます。
それでは番号1番から番号3番までの3案件を3番 後藤綾子委員にお願いいたします。

3番委員 三重の後藤綾子です。7月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さん
への売買による所有権移転であります。譲渡人は農業用機械を所有しておらず農業を行っ
ていないため、農地の整理をしたいと思い、近所に住む譲受人に相談しました。譲受人も、
自身の自宅と経営地に近く利便性が良い事から、売買で話がまとまり、申請を行ったもの
です。譲受人の権利取得後の経営面積は55アールとなり下限面積の40アールを超えてい
ます。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることか
ら、問題ないと認められました。

次に、番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さん
への贈与による所有権移転であります。譲渡人は13年前から草刈等の保全管理を譲受
人にしてもらっていましたが、今回、高齢で市外在住のため、農地の整理をしたいと思い、
譲受人に相談しました。譲受人も自宅に近く利便性が良いことから、贈与する事で話がま
とまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は51アールとなり下限
面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許
可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さん
への売買による所有権移転であります。譲受人は空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有
の居宅を購入する予定です。譲渡人は高齢で、空き家に隣接した広い面積の農地の管理が
困難だったため、空き家に付随した農地の指定申請をし、令和2年10月定例総会におい
て承認されました。譲受人も、自身が居住する予定の居宅に隣接する農地で、利便性が良
いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。受人の権利取得後の経営
面積は18アールとなり指定農地の下限面積を超えています。また、不許可要件の7項目
に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。
以上、報告します。

議長 次に、番号4番の1案件を6番 渡邊 丸美委員にお願いいたします。

6番委員 緒方の渡邊丸美です。7月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたしま
す。番号4番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さん
による所有権移転についてであります。譲渡人は、高齢で農業を行っておらず、農地の管理
に苦慮していたため、申請地付近で農業を営んでいる譲受人に相談したところ、自身の経
営地に近く利便性が良いため、売買することで話がまとまり、今回申請を行ったものです。
譲受人の権利取得後の経営面積は130アールとなり、下限面積の40アールを超えていま
す。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、
問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号5番の1案件を4番 木村滋一郎委員にお願いいたします。

4番委員 4番、千歳の木村です。7月6日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権の移転についてであります。譲渡人は、県外在住で、これまで知人に申請地の管理をお願いしていましたが、管理できないと申出があったため、農地の整理をしたいと思い地元の方に相談しました。地元の方が、申請地の近くで耕作している譲受人に相談を持ちかけたところ、譲受人も自身の経営地に近く利便性が良いことから売買で話がまとまり申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は64アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。+

議長 次に、番号6番及び番号7番の2案件を5番 小野不二夫委員にお願いいたします。

5番委員 5番、犬飼の小野です。7月7日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。まず番号6番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権の移転についてであります。譲渡人は、市外に居住しており、定期的に申請地の管理をしていましたが、高齢で作業できなくなりつつあることから農地の整理をしたいと思い申請地近くに住む譲受人に相談しました。譲受人も自宅に近く利便性が良いことから、売買で話がまとまり申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は78アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に番号7番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権の移転についてであります。譲渡人は、高齢で、市外の家族のもとに移り住んだため申請地の管理ができなくなり農地の整理をしたいと思い、知人に相談しました。その知人を介して、千歳町で農業を営んでいる譲受人に相談をしたところ、譲受人も規模拡大を考えていたため、売買で話がまとまり申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は172アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第38号の番号1番から番号7番までの7案件についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第38号の番号1番から番号7番までの7案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第38号の番号1番から番号7番までの7案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、「議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 4 ページをご覧ください。
「議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 3 番の 3 案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号 1 番の 1 案件を 9 番 久保田直宏委員にお願いいたします。

9 番委員 三重の久保田直宏です。7 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は現在、三重町内の借家にて子どもと 3 人で生活していますが、子どもが生まれ手狭になってきており、妻の実家がある百枝小学校区内で子どもの遊び場を広く確保できる土地での住宅の新築を計画しました。農地以外の土地を探しましたが、資金面等で話がまとまらず断念していたところ申請地を見つけ、譲渡人と相談した結果、売買で話がまとまり、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番及び番号 3 番の 2 案件を 2 番 麻生祐三子委員にお願いいたします。

2 番委員 緒方の麻生祐三子です。7 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番及び 3 番の案件についてですが、譲渡人はいずれも、●●区代表者 ●●●●●●●●さんから、譲受人については、2 番の案件は、●●●●●●●●さんへの、3 番の案件は、●●●●●●●●さんへの、それぞれ所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。申請地はいずれも、元々●●区の共有地で、平成 28 年度から固定資産税の支払いが必要になった農地です。当初、●●●●●●●●外 24 名義となっていましたが、今回、令和元年 11 月 25 日に●●区に所有権保存登記を行いました。

まず、2 番の案件については、申請地を管理していた譲受人の亡父が、平成 10 年頃にヒノキを 200 本、杉を 240 本植林し、一部山林として管理してきており、今後はさらに杉を 100 本植林して管理していきたいと考え、譲渡人に相談したところ、売買することで話がまとまり、農振除外後に無断転用の是正及び植林して追加事業を行う目的で申請を行ったものです。次に、3 番の案件については、申請地は、譲受人の亡父の代から管理してきましたが、今後は杉を 200 本植林して山林として管理していきたいと考え、譲渡人に相談したところ、売買することで話がまとまり、農振除外後に申請を行ったものです。

審査の結果、いずれも許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基

準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第39号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

4番委員 1番案件について、転用の面積に制限はないのか。500㎡が上限ではなかったか。

事務局 転用について、第2種農地には面積に500㎡との制限はなく、必要な面積かという判断になるので利用計画に見合った面積であるかとの判断になります。

議長 4番委員よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑が無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第39号の番号1番から番号3番までの3案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第39号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第40号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の5ページをご覧ください。
「議案第40号 現況証明（非農地証明）について」
(議案書のとおり、番号1番から番号9番までの9案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号1番から番号9番までの9案件について、地区審査会の報告を求めます。

議長 それでは番号1番から番号4番までの4案件を10番 工藤幸市委員にお願いいたします。

10番委員 三重の工藤幸市です。7月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、農地法第5条許可を得て転用を行った土地で、現況は宅地用通路となって

いましたが、当時の許可書がなく地目変更できないため申請したものです。判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。周囲への影響については、周囲に農地はありません。調査の結果、地区審査会の意見としましては現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号2番の案件については、申請者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、狭小かつ住宅の敷地との関係等から独立して取引の対象となり得ないため申請したものです。判断基準は花きや野菜等の作物の栽培が行われている土地がごく小面積であり、かつ、当該部分の位置など住宅の敷地との関係等から見て住宅の敷地から独立して取引の対象となり得ない土地に該当します。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号3番の案件については、申請者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、傾斜地の狭小な農地で、亡父の代から耕作を放棄したため、60年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号4番の案件については、申請者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、亡父が農地法第4条許可を取得せずに転用を行った土地ですが、植林後20年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はなく、境から離して植林しているため、周囲への影響は認められません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 次に、番号5番の1案件を7番 衛藤講治委員にお願いいたします。

7番委員 清川の衛藤講治です。7月6日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件については、所有者 ●●●●さんの非農地明願いについてであります。申請地は、傾斜している狭小な農地で、元々耕作に不向きであり、隣接地の山林原野化もあって、亡夫の代から60年以上耕作しておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。地区審査会の意見としましては、証明して問題ないと認められますとなりました。以上、報告します。

議長 次に、番号6番の1案件を6番 渡邊丸美委員にお願いいたします。

6番委員 緒方の渡邊丸美です。7月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号6番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、農地法第4条許可を得て転用を行った土地で、現況は山林となっていますが、当時の許可書がなく地目変更できないため申請したものです。判断基準は、農地法第

4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。申請地の周囲に耕作している農地はなく、境から離して植林しているため、周囲への影響は認められません。地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長 次に、番号7番の1案件を8番 小野伊八郎委員にお願いいたします。

8番委員 朝地の小野伊八郎です。7月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号7番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、農地法施行以前から宅地として利用してきました。今回、農地を整理しようとした際に、農地であることが分かったため申請したものです。判断基準は、農地法施行前（昭和27年10月20日以前）より非農地であった土地等農地法違反ではない非農地に該当します。申請地の周囲に耕作している農地はなく、境から離して建築しているため、周囲への影響は認められません。地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長 次に、番号8番及び番号9番の2案件を14番 工藤妙子委員にお願いいたします。

14番委員 大野の工藤妙子です。7月6日に行いました大野地区審査会の審査結果について報告いたします。番号8番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は農地法第4条許可を取得せずに転用を行った土地ですが、植林後20年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、申請地の周囲には農地があるが、境から離して植林しているため、影響は認められません。地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められました。

続きまして、番号9番の案件については、所有者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は傾斜している狭小な農地で、耕作に不向きであり、隣接地の山林原野化に伴い、40年以上耕作しておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。地区審査会の意見としましては、証明して問題ないと認められます。となりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第40号の番号1番から番号9番までの9案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第40号の番号1番から番号9番までの9案件につきまして、「発行基

準に該当する」との報告であります。

これから採決します。議案第 40 号の番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 40 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、「議案第 41 号 空き家に付随した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 6 ページをご覧ください。
「議案第 41 号 空き家に付随した農地の指定について」
(議案書のとおり、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、空き家バンクの物件に付随した農地の指定について審議するものです。

ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号 1 番の 1 案件を 3 番 後藤綾子委員をお願いいたします。

3 番委員 3 番の後藤綾子です。それでは報告致します。番号 1 番の案件については、申請者 ●●●さんの、空き家に付随した農地の指定についてであります。申請者は、自身が所有する空き家について、令和 3 年 5 月 10 日に、空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。今回、併せて、空き家に付随した農地の指定を受けたいと思い、申請を行ったものです。決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の 1 案件を 14 番 工藤妙子委員をお願いいたします。

14 番委員 14 番の工藤妙子です。それでは報告致します。番号 2 番の案件については、申請者 ●●●さんの空き家に付随した農地の指定についてであります。申請者は、自身が所有する空き家について、令和 3 年 5 月 27 日に空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。今回、併せて、空き家に付随した農地の指定を受けたいと思い、申請を行ったものです。決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 41 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、これより質疑を許可します

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第 41 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 41 号 空き家に付随した農地の指定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 42 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 6 ページをご覧ください。
「議案第 42 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」
(議案書のとおり、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に、質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切ります。
幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっております。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。
それでは番号 1 番の 1 案件を、2 番 麻生祐三委員と 27 番 上田 清委員にお願いします。
次に、番号 2 番の 1 案件を、2 番 麻生祐三子委員と 29 番 羽田野晃一委員にお願いします。なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしましたが迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには幹旋委員のみならず、他の農業委員・最適化推進委員の皆さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に「議案 43 号 令和 3 年度農地等利用最適化推進施策の改善について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 農地等利用最適化推進施策の作成については、各委員さんから提案された意見を最大限尊重し、県及び市の施策に反映していくことを基本原則として作成しました。作成の具体的な対応方針として、豊後大野市の農業全体に寄与あるいは貢献するもので、ある程度実現性が有るものとしてとりまとめたところです。この意見・要望については、農業委員会法第 53 条に基づき、農地等利用最適化推進施策の改善について、県等に意見提出を行っていくものです。要望書の提出については、7 月末までに農業会議に提出し、農業会議は、

各市町村の意見をとりまとめ、常設審議委員会審議後、県へ意見を提出することとなっています。豊後大野市農業委員会では、委員皆様方から6月の地区会議に「農地等利用最適化推進施策に関する要望書」という形で要望書を提出して頂きました。6月の定例総会後の農政委員会、6月28日の農政委員会書面協議、6月30日の役員会で協議したところです。本日の定例会で承認を頂き、農業会議へ提出したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。皆様から頂いた意見・要望を先ほど申し上げました基本的な考え方によって、4件にまとめたところです。

それでは、議案43号と書かれた別冊議案書をご覧ください。農業委員会法第53条に基づき、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見について、農業委員会の決定を求める。令和3年7月15日提出豊後大野市農業委員会会長衛藤英教。2ページをご覧ください。まず、1点目の提言です。「農地集積の要件緩和と圃場整備の推進」です。現状は、「農業者の高齢化によるリタイアや若者の農業離れにより農業従事者は減少の一途を続け、地域の農地を耕作する人が少なくなっています。今後においても農業従事者の減少は加速すると思われることから、早期に農地集積を図る必要があります。そこで、大分県は令和5年度までの集積計画を全農地の8割として取組んでいます。耕作者に直接渡る交付金が令和2年度廃止となったところです。」

提言の理由ですが、「規模拡大と高齢化に伴う労力不足を解消するためには大型機械の導入が必要であり、導入時の要件となる面積について緩和することが必要と思われま。また、人・農地プランを推進する為、実質化したエリアの圃場をさらに拡大整備することも必要です。」必要と考える施策は、「規模拡大と労力不足を解消するため大型機械の導入に係る面積要件について緩和の検討をお願いします。担い手、法人の方々が将来にわたって農業を継続するには、魅力ある農業の創出が必要です。そのためには、耕作者が効率よく生産し、持続的かつ安定できる農業経営を図っていくことが重要であり、実質化したエリアへの施策として圃場拡大工事への補助を要望します。」3ページをご覧ください。2点目の提言です。「耕作放棄地でかつ相続手続きが行われていない農地の流動化に対する法整備の早期推進」です。現状としては、「相続手続きが出来ておらず借りようにも借ることの出来ない農地が増えています。賃借等所有権移転には相続が義務となっており、規模拡大を目指す農業者がいても賃貸・売買等の契約が出来ず耕作放棄地となっていくことが懸念されます。また、所有者不明農地も拡大傾向にあります。」提言の理由は、「所有者の行方が分からない農地についても職権で行方を調査し、それでも分からない場合は、持ち主不在の土地として競売(一定の条件を満たす者しか参加できない)に付し、農業者の手に渡るように整備できないか検討する。このことは「空き家」問題ともリンクしておりできるだけ早い法整備が望まれます。」必要と考える施策については、「親から子への相続手続きが為されていない農地を含む不動産を県が職権で調査して、被相続人に手続きを促し、一定の期間を経て未だ相続手続きが為されない場合は国が職権で相続手続きを行えるという法律を整備することを県から国に提言することを要望します。」4ページをご覧ください。3点目の提言です。「農業者の喫緊の課題である鳥獣害防止対策への対応について」です。現状は、「中山間地域では、シカによる稲の植え付け後の食害・踏み荒らし、イノシシによる稲の収穫前の食害・踏み荒らし、またサル、小動物による野菜(スイカ、カボチャ等)の食害が多発しています。」提言の理由は、「中山間地域では、耕作放棄地や遊休農地・耕作不能地が増加しています。要員として考えられるのは農業者の高齢化と獣害であり、獣害については電気柵や金網柵で対応してきましたが、最近ではサル・小動物による食害が多発することなどから、生産者の生産意欲が減退しています。」必要と考える施策ですが、

1として、「中山間地域の農地を獣害から守るための電気柵、防護柵、ネット(中古含む)トタン、発光灯等についての補助率アップを要望します。また、電気柵においてはパーツごと(単体)でも補助対象にすることを要望します。」2として、「特にサルについて、行政が積極的に現地へ出向き、生息地域の把握を行い、罠の設置(地元と協議の上)を進めていくことを要望します。」5ページをご覧ください。4点目の提言です。「政策的な措置を講じた地域リーダーの育成及び配置」についてです。現状は、「農業者の高齢化と後継者不足で耕作放棄地が拡大し地域が疲弊化している中で、活性化への対応策として地域リーダーの育成が急務と言われて久しいが、末端の農業者として行政の対応が目に見えてきません。」提言の理由ですが、1として、「農業を通じて地域を活性化するには、早急に認定農業者及び集落営農法人等の担い手を育成し、若者が定住する雇用の場を創ることが不可欠と思われます。」2として、「地域で先頭に立って行政の各種施策の指導及び農業者のとりまとめ役となるリーダーの育成が急務と思われます。」3として、「振興局の技術系職員について、地域での指導者としての活動を望みますが、1～2年での異動が頻繁に行われています。」必要と考える施策ですが、当面の措置として、1として、「現役の県・市・JAの職員を地域の集落座談会及び経営相談会等に定期的に派遣することを要望します。」2として、「国・県・市及び生産者団体等のOBを予算措置を講じて積極的に参画させる制度を設けることを要望します。」以上の4項目となります。皆様のご意見をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、委員皆さんから質問や意見がありましたら、お出しいただきたいと存じます。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に意見や質問はございませんか。無いようでありますので、意見・質問を打ち切りませう。それでは、皆さんにお諮りします。議案43号の1案件について、原案のとおり県に提出することに異議ありませんか。

委員 [異議なし]の声多数

議長 異議が無いようですので、議案43号「令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善について」は原案のとおり県農業会議に提出します。

これをもちまして、令和3年第7回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。

長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午後3時35分)

議事録署名委員 12番委員 三宮憲治

// 1番委員 三代忠佑